

公認・後援規定

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人日本気球連盟（以下「連盟」という）が気球大会、催事、事業等において、公認、後援名義の使用を認める場合の基準を定め、気球の普及・振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 ここに定める連盟の公認、後援は名義上のものであり、大会の安全上の責任、財政的な責任、実施運営上の責任などには関与しないものとする。

2 公認、後援の定義を次のように定める。

- ①日本選手権。
- ②熱気球日本ランキング（以下「NRS」という）タスクを行う競技会。
- ③競技の実施の有無を問わず、複数の気球が集まる大会。
- ④気球の操縦並びに機体に関する技術講習会、または気球の啓蒙を目的とする講習会等。
- ⑤連盟の理念に則した事業等。

(2) 後援

- ①連盟の事業目的に益する催事等。

(申請)

第3条 公認、後援の申請について次のように定める。

(1) 公認、後援申請は、開催予定日から30日以前、NRS実施大会においては90日以前に、関係書類

を添えて提出しなければならない。

(2) 必要書類は次のとおりとする。ただし、日本選手権については、スポーツ委員会により別途定め

る。

①公認大会：公認大会申請書、大会概要書、競技規定またはそれに準ずる規定、安全規定。

②公認事業等：別途定める。

③後援催事等：後援申請書、実施概要書。

(3) 連盟の管理するオブザーバーメールアドレスの使用を希望する場合は、別途、誓約書を提出しなければならない。

(4) 公認大会申請受付はスポーツ委員会に代わって、また、公認事業及び後援申請受付は企画広報局に代わって連盟の事務局がこれを行い、申請書類提出先は事務局とする。公認講習会等については、担当各委員会にて行うこととする。

(通知)

第4条 申請が認められた主催者に対して、連盟は公認または後援確認書の書面をもって通知する。

2 公認を受けた主催者は次のことを行うことができる。

- (1) 「一般社団法人日本気球連盟」の公認名義の使用。
- (2) 連盟の管理する郵送ラベルの使用。
- (3) 連盟の管理する競技用機材または機器の使用。
- (4) 連盟の管理するオブザーバーメールアドレスの使用。

3 後援を受けた主催者は次のことを行うことができる。

- (1) 「一般社団法人日本気球連盟」の後援名義の使用。

(取消及び変更)

第5条 申請を取り消す場合、または申請内容を変更する場合には、速やかに届け出ること。

2 申請内容と、実施される大会、催事および事業等の内容が著しく異なる場合、連盟は公認、後援を取り消すことができる。

(報告及び公認料)

第6条 公認、後援を受けた主催者は、終了後30日以内に関係書類を添えて、報告書を事務局へ提出

し

なければならない。

2 公認を受けた主催者は、終了後 30 日以内に以下に定める公認料を納付しなければならない。

(1) 気球が飛行する大会では、オフィシャル気球を除いた参加エントリー気球（フェスタ等含む）一機につき 1,000 円とする。

(2) 事業等においては、連盟が別途定める。

(3) 既納の公認料は、いかなる理由があっても返還しない。

3 公認を受けた大会は、終了後 30 日以内に、企画広報局編集部に関誌用原稿を写真添付のうえ、提出しなければならない。

附則

この規定は、平成 30 年（2018 年）6 月 15 日より施行する。

附則 平成 30 年（2018 年）7 月 22 日改正

この規定は、平成 30 年（2018 年）7 月 22 日より施行する。